

検体検査実施料新規収載のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年11月29日付「保医発1129第8号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記の項目につき検体検査実施料が令和6年12月1日より適用されましたので、ご案内申し上げます。

敬白

記

1. 新規収載

保医発1129第8号 (R6. 11. 29)

—令和6年12月1日より適用—

項目名	実施料 (区分)	判断料	備考
抗GM-CSF抗体	1380点 (D014-43×2×係数150/100)	免疫学的検査 144点	注1) 検討中
FGFR2融合遺伝子標本作製	7824点 (N005-2×係数120/100)	病理 130点	注2) 検討中

注1) 抗GM-CSF抗体は、自己免疫性肺胞蛋白症が疑われる患者に対して、イムノクロマト法により測定した場合に、区分番号「D014」自己抗体検査の「43」抗GM1IgG抗体、抗GQ1bIgG抗体の所定点数2回分を合算した点数を準用し、「希少疾病等の検査に用いるものとして配慮が必要な体外診断用医薬品に係る技術料の設定方法」に基づく係数150/100を乗じ算定する。

なお、診断時に1回に限り算定でき、経過観察時は算定できない。

注2) FGFR2融合遺伝子標本作製は、治療切除不能な胆道癌患者を対象として、FGFR阻害剤の投与の適応を判断することを目的として、FISH法(Break-apart法)により遺伝子標本作製を行った場合に、本区分のALK融合遺伝子標本作製を準用し、「希少疾病等の検査に用いるものとして配慮が必要な体外診断用医薬品に係る技術料の設定方法」に基づく係数120/100を乗じ算定する。

なお、当該薬剤の投与方針の決定までの間に1回を限度とする。

2. 留意事項の追加

保医発1129第8号 (R6. 11. 29)

—令和6年12月1日より適用—

項目名	実施料 (区分)	判断料	備考
TARC	179点 (D015-18)	免疫学的検査 144点	注) 検討中

注) 下線部が追加されました。

ア アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合に、月1回を限度として算定できる。

イ 薬剤性過敏症候群が疑われる患者に対し、当該疾患の鑑別診断の補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合に、一連の治療につき1回を限度として算定できる。ただし、医学的な必要性から一連の治療につき2回以上算定する場合には、その詳細な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ウ COVID-19と診断された患者（呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く。）の重症化リスクの判定補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合は、一連の治療につき1回を限度として算定できる。

以上

* 収載項目についての詳細は担当営業部員または下記へお問合せ下さい。

インフォメーション：029-837-2721(代)

2024-B-003